

栃木市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市債権管理条例(平成24年栃木市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（債務者が法人その他の団体である場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 市の債権の額
- (4) 市の債権の状況（発生年月日及び当初履行期限）
- (5) 処分内容及び交渉記録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市の債権の管理上支障がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項の記載の一部を省略することができる。

(督促後の期間)

第3条 条例第9条本文に規定する相当の期間は、原則として1年以下とする。

(徴収停止後の期間)

第4条 条例第15条第1項第4号に規定する相当の期間は、1年以上とする。

(債権回収対策本部の設置)

第5条 市の債権の管理の適正な執行を確保するため、債権回収対策本部を置く。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(台帳に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に市の債権を管理するために使用している台帳は、第2条第1項各号の記載事項について所要の修正を加え、なお使用することができる。